

取扱説明書

《特記事項》

- (1) 契約区画に前使用者のネームプレートが残っている場合がございますが、巡回の際に順次撤去しておりますので今しばらくお待ちください。尚、ネームプレートの新設は致しておりません。二か月間以上経過しても撤去がされない場合、お急ぎの場合は大変お手数ですが弊社までお申し出ください。

《注意事項》

初回の入庫について

ご契約後は現況有姿でのお引渡しとなります。リアオーバーハング、タイヤ幅、最低地上高等車検証には記載の無いサイズもあることから、使用するお車のサイズが駐車場のサイズ制限内かどうかは必ず現地にてご自身でご確認ください。

初回入庫時には事前にサイズを確認の上、十分注意をして入出庫をお願いいたします。試し入れ時や契約後に事故等が発生した場合、貸主及び管理会社並びに保証会社では一切の責任を負いかねます。

《遵守事項》

使用者は本駐車場においては下記事項を守らなければならない。

※月極駐車場一時使用契約約款内の「遵守事項」より抜粋

- (1) 引火性物件その他危険物を持ち込まないこと。
- (2) 火気の取り扱い等をしないこと。
- (3) 車両の出入りの際は駐車位置、交通規制等の駐車場の秩序について、管理者の指示に従うこと。
- (4) 車両の運転に当たっては安全運転をすること。
- (5) 甲又は丙の許可を得たもの以外、物品の販売、自動車の修理(簡易な修理を除く)その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。
- (6) 駐車場において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに甲又は丙に届け出ること。
- (7) 駐車場内に空き缶・タバコの吸殻等を廃棄しないこと。
- (8) 他の車両の駐車位置を侵さないこと。
- (9) 予め駐車場の取扱説明書を確認し、その記載事項に従うこと
- (10) その他甲又は丙の定める一般的な指示に従うこと。

以上

高田西駐車場位置図



糸島市高田2丁目271-5
(砂利駐車場) (ナビ2丁目20-21付近)
アスファルトナンバリング有り。

73番狭くて鳥の糞が落ちてくる

眼科側

民家

73	72	71	70	68	67	66	65	63	62	61	60	58
57	56	55	53	52	51	50	38	37	36	35	33	32
31	30	28	27	26	25	23	22	21	20	18	17	自販機
16	15	13	12	11	10	8	7	6	5	3	2	1



アパート側